

野田市地域防災計画（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市地域防災計画（素案）

2 意見の募集期間

平成25年6月3日（月）から平成25年7月2日（火）まで

3 意見の募集結果

(1) 提出者数・意見数		12人	60件
(2) 提出方法	直接持参	5人	28件
	郵送	1人	14件
	FAX	1人	4件
	Eメール	5人	14件
(3) 計画等に反映した意見			15件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	資料のページ数が多く読み切れない。 また、今回パブリック・コメントを行うことが形式化していると感じる。	パブリック・コメント手続は、野田市パブリック・コメント手続条例（平成22年野田市条例第21号）及び野田市パブリック・コメント手続条例施行規則（平成22年野田市規則第28号）に基づき実施しています。あらゆる災害対策を網羅する地域防災計画の性格上、膨大な資料となっておりますが、これは原案の全てをご覧いただいた上でご意見を伺いたいとする市の考え方によるものです。 なお、今回の案件には多くのご意見を頂き、パブリック・コメント手続を実施した効果は十分にあったと考えております。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	平成16年版と比較して、構成（地震編・同附編（東海地震への対応）、風水害編、大規模災害編）に変更はなく、コンパクト（16章114節414頁→16章94節241頁）で、かつ、すっきりとなったことは大変評価できます。新設・改廃・修正等の表示があると良いです。	見やすさ、分かりやすさを優先し、全面的な修正をしたことから、新設、改廃、修正等の表示を設けておりません。	修正無し
3	震災編P3 第2節 第1 市役所、災害医療協力病院及び災害拠点病院の事業継続計画（BCP）の作成はすすんでいるのか。 特に野田市は市立病院を保有していないことから、災害医療協力病院の震災時におけるBCPは重要と考える。市役所が災害拠点病院のBCPを把握していることも重要。	市役所のBCPの作成を検討しております。市内の災害医療協力病院については、BCPを策定している病院はありません。	修正無し
4	震災編P7～8 第5 指定公共機関に東日本電信電話、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDIが記載されていますが、ソフトバンク社がありません。携帯電話・スマートフォン等の双方向通信可能な情報系通信会社は組込んでおく必要があると思います。	指定公共機関は、災害対策基本法に基づき内閣総理大臣が指定することになっています。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
5	<p>震災編P9～11 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者に野田市赤十字奉仕団が記載されていますが、野田市社会福祉協議会の記載がありません。避難所の運営は災害ボランティア・自主防災会・日赤奉仕団が担い手ではありませんが、ニーズの把握・担い手の管理・供給・調整等の役割をボランティアセンターが、そして災害現場では社会福祉協議会のボラセンが担っています。野田市の社会福祉協議会に災害ボランティアは組織されていませんが、災害時要援護者への対応からみて組込んでおく必要があると思います。</p>	<p>頂いたご意見のとおり、修正いたします。</p> <p>【5.千葉県接骨師会野田・流山支部野田地区の次に追記し、以下、順次繰り下げ】</p> <p>6.社会福祉法人野田市社会福祉協議会</p> <p>(1)災害時におけるボランティア活動の支援に関すること</p> <p>(2)その他災害応急対策についての協力に関すること</p> <p>また、同様に風水害編 P9 の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者も、合わせて修正いたします。</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
6	<p>震災編P10、20他 第8-1 市民、第1 地域防災力の向上 - 市民の役割（自助）について</p> <p>家庭備蓄を3日以上と記述されています。南海トラフ巨大地震に関する本年5/28有識者会議の対策では1週間以上の家庭備蓄を提起している。これは広域被害と地震の連動性が背景です。岩名1丁目の自主防災会でも情報共有されています。1週間の家庭備蓄が必要ではないでしょうか。県の災害計画と平仄を合わせるのではなく、最新の知見に合わせるのが適切と思います。</p>	<p>南海トラフ巨大地震が発生した場合、西日本を中心に超広域にわたる地震、津波の被害が想定され、国や地方公共団体間の応援システムが機能しなくなることや、人的、物的資源が、国、地方公共団体、民間事業者において総じて絶対的に不足するとされています。したがって、発災直後は特に行政からの支援の手が行き届かないことが想定され、家庭備蓄の1週間分以上の確保が必要と、中央防災会議の作業部会である南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループにおいて報告されたものです。</p>	修正無し
7	<p>震災編P39 行政備蓄の整備について</p> <p>南海トラフ巨大地震に関する本年5/28有識者会議の対策では1週間以上の家庭備蓄を提起している。救援物資の確保は4日から可能という前提でなく、8日から可能になるとの前提にたつのが適切と思います。</p>	<p>なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合の野田市の最大震度は5強と想定され、東日本大震災と同程度となります。</p> <p>今回の防災計画の見直しでは、野田伏在断層を震源とする想定地震とし、市内のほとんどの地域で震度6強の揺れを想定しておりますが、南海トラフ巨大地震のように超広域にわたり被害が発生するものではなく、発災後、4日目以降は支援物資及び流通備蓄が調達可能となることを想定しております。したがって、自助努力としての家庭備蓄については、3日以上分の備蓄としています。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
8	<p>震災編P15 第1 想定地震について</p> <p>震源地を「野田市隆起帯」とする直下型地震と読取りました。これに異論ありません。</p> <p>「野田伏在断層」の記述は防災アセスメント調査(25/3)を根拠に活断層があることを意味していると読めます。また、伏在の表現から地表に表れていない活断層とも読めます。仮設ではなくて、活断層が事実あるのであれば、直下型地震は活断層上にて発生するのが知見ですので、この活断層のある地域を明示され、そのエリア内の建築物等の対策が優先度が高いことを記述すべきではありませんか。</p>	<p>今回の地域防災計画の見直しにおいては、考えられる最大の被害想定とするために、野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震を想定しています。</p> <p>公表されている資料によると、江戸川に沿った形で伏在断層が示されており、断層は西へ傾斜しているため、震源が深くなるほど西側へ移動することとなります。学説では、地下5kmより深い位置において断層が割れるとされていることから、地下5km以下を震源と想定しています。この想定により、震源の位置は野田市の直下ではなく、江戸川より西の埼玉県側と想定しています。</p> <p>野田伏在断層を震源とする地震では、市内のほとんどの地域で震度6強の揺れが想定されることから、建築物の耐震化を図ることとしています。</p>	修正無し
9	<p>震災編P20 一時避難場所</p> <p>ここでは近くの公園や空き地を指しているが、市の施設内も可能にして欲しい。</p> <p>①七光台会館 ②七光台子ども館 ③集会場</p> <p>①と②において無人となる時間帯の対応を地元住民と打ち合わせて欲しい。</p>	<p>一時(いつとき)避難場所は、指定避難場所に避難する前に、家族や地域住民の安否を確認する場所です。このため、一時避難場所は屋外を想定しています。</p> <p>なお、自主避難場所として市の施設を使う場合、施設管理者の了解を得れば、利用することは可能です。</p>	修正無し
10	<p>震災編P22</p> <p>BCPについて「作成を検討する」とあるが本計画と並行し作業すべきで、初版の完成時期を明記すべき。</p>	<p>地域防災計画は、対策主体の役割や対策の仕組みを示すものであるため、個別計画の完成時期の明記はいたしません。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
11	<p>震災編P22 第2 情報連絡体制 4. その他通信網の整備</p> <p>【追加】聴覚障がい者対象の消防緊急Web通報システムの啓蒙及び普及推進。</p>	<p>災害時における聴覚障がい者の方への情報連絡につきましては、メール、ツイッターや文字表示機能付き戸別受信機により情報発信を行ってまいります。</p> <p>ご意見の通報システムについては、市民等から消防署への119番通報を目的とするもので、該当箇所は、市からの情報を伝えるための通信網の整備について計画しているものですので、記載はいたしません。通報システムは、聴覚障がい者の緊急通報に有効なものですので、今後も引き続き福祉サービスとして普及を推進してまいります。</p>	修正無し
12	<p>震災編P23 第1 防災広報・防災教育の充実 1. 市民等への防災知識の普及</p> <p>【追加】特に、聴覚障がい者や視覚障がい者にはその障害の種類と特性に応じた情報コミュニケーション支援に努める。</p> <p>(2)映画等による普及</p> <p>【付記】映画やビデオには、難聴者向けに文字字幕並びに手話が付いていること。</p>	<p>災害時要援護者に配慮する広報として、文字の大きさや、色彩など工夫したわかりやすいパンフレット等の作成を行ってまいります。</p> <p>また、ビデオ等については、例えば字幕スーパーによるバリアフリー化などに配慮した製品を購入してまいります。</p> <p>災害時要援護者に配慮することについて記載をしており、頂いたご意見の聴覚障がい者、視覚障がい者について含んだ意味合いとなっております。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
13	震災編P25 (4)情報収集伝達訓練 【追加】消防緊急Web通報システム及び豆メールの活用。	ご意見の通報システム、まめメールについては、それぞれ市民等から消防署への119番通報また市から市民等への情報発信を目的とするであり、該当箇所は、災害対策を行う職員の情報伝達訓練について計画しておりますので、記載はいたしません。まめメールは災害時の情報連絡の手段として有効なものです。震災編P60第2節において安全安心メール(まめメール)を活用するものと記載しております。	修正無し
14	震災編P26 2.防災に関する図書・資料の収集・整理 【追加】また、ホームページ等にその情報を公開すること。	図書や資料の著作権等の問題により、本文等の情報を市ホームページ等に掲載できないため、計画に記載はいたしません。防災に関し有効と考えられる図書等に関しては、ホームページで広く紹介してまいります。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
15	<p>震災編P27 第3節 地盤災害予防対策について</p> <p>この節の構成と全体はこれで良いと思いました。液状化マップ等の整備もされています。七光台～清水公園付近の座生沼(川)改修・地盤改良された地域での液状化はなかったとの認識でいます。地盤改良事業としての成功例として記述してほしいです。</p>	<p>頂いたご意見の地域(光葉町、清水公園東)については、東日本大震災では液状化は発生しませんでした。</p> <p>「液状化地域ゾーニングマニュアル(国土庁)」の手法では、液状化危険度判定は元の地形分類により判定されます。この地域は大部分が扇状地型谷底平野(軟らかい地盤が厚く堆積していない)土地)の盛土地であるため、液状化危険度は「非常に大きい」「大きい」「小さい」「なし」の4段階のうち「大きい」となるところですが、盛土においてサーチャージ及びプラスチックドレーン工法を併用して地盤改良が施されていることを考慮し、危険度を下げて「小さい」としております。</p> <p>このようなことから、元の地形分類が台地でない限りは、液状化危険度は「なし」とはならないため、記述することは難しいと考えております。</p>	修正無し
16	<p>震災編P33 「小学校・幼稚園の通学路等」とあるが、幼稚園については親が送迎か通園バスなので、通学路の指定はないはず。指定は小・中学校なので小・中学校に訂正しては。</p>	<p>頂いたご意見のとおり、「小学校・中学校の通学路に」と修正いたします。</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
17	<p>震災編P37</p> <p>2. 避難所の整備</p> <p>(5)避難所生活の長期化、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対応するための・・・</p> <p>【追加】情報コミュニケーション支援として、要約筆記通訳の人材、補聴援助システムとしての簡易磁気ループ（移動式）等の機材の整備。</p>	<p>避難所生活において必要な情報コミュニケーション支援につきましては、個別具体的な人材、機材等を計画に記載できませんが、社会福祉協議会やボランティアの人材や機材の活用を含め、今後検討してまいります。</p>	修正無し
18	<p>震災編P102</p> <p>第2 災害時要援護者への対応</p> <p>1. 避難所における支援</p> <p>(1)資機材の確保</p> <p>【追加】要約筆記や補聴援助システム（磁気ループ等）に必要な資機材の確保。</p>		修正無し
19	<p>震災編</p> <p>自主防災関連車両にもガソリンの提供をお願いしたい。緊急車両だけでなく、“災害対応車両”としてガソリンスタンドから優先的に給油を受けられる様、業者と調整して欲しい。</p>	<p>震災編 P41 において、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備することとしており、今後、燃料の優先供給について協定の締結を図る予定です。対象とする車両の範囲については、協定先と協議をしていきます。</p>	修正無し
20	<p>震災編P43</p> <p>第1 災害時要援護者対策の方針</p> <p>2. 野田市災害時要援護者支援計画</p> <p>【追記】千葉県「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に準じ、「情報保障の配慮」(P4)「災害時等緊急時における情報提供の配慮」(P52)等、障がい者の障害の種別と特性に応じた配慮を可能な限り実施することとする。</p> <p>また、千葉県の「災害時要援護者避難支援の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き」を活用することとする。</p>	<p>野田市災害時要援護者支援計画は平成19年に策定済みの計画ですので、災害対策基本法の改正に伴う、今後の災害時要援護者支援計画の修正に合わせ、検討してまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
21	<p>震災編P44</p> <p>5. 福祉避難所の指定の枠内</p> <p>【追加】コミュニケーションに障害のある人が災害時においても必要な支援が適切に受けられるように努める。</p>	<p>該当箇所は、施設の条件について記載しています。</p>	修正無し
22	<p>震災編P47 第1節 第1</p> <p>震災後救護活動におけるフェーズ区分について</p> <p>発災直後、超急性期、急性期、亜急性期等に想定される状況とそれに伴う主な活動内容も明確にする必要がある。</p>	<p>救護所の設置などの初動医療体制、災害拠点病院への搬送などの後方医療体制、避難所における被災者の健康管理、防疫活動といったように、県の地域防災計画に合わせて作成しております。</p> <p>今後、フェーズ区分については、県の計画修正の状況に応じて明確に示したいと考えております。</p>	修正無し
23	<p>震災編P60</p> <p>2. 地震情報の伝達</p> <p>【追加】消防緊急Web通信システムの活用。</p>	<p>災害時における聴覚障がい者の方への情報連絡につきましては、メール、ツイッターや文字表示機能付き戸別受信機により情報発信を行ってまいります。</p>	修正無し
24	<p>震災編P81</p> <p>2. 避難情報等の伝達</p> <p>(1)市民等への伝達</p> <p>【追記】消防緊急Web通報システムの活用。</p>	<p>ご意見の通報システムについては、市民等から消防署への119番通報を目的とするもので、該当箇所は、市からの地震情報及び避難情報の伝達について計画しておりますので、記載はいたしません。通報システムは、聴覚障がい者の緊急通報に有効なものですので、今後も引き続き福祉サービスとして普及を推進してまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
25	<p>震災編P74 第2 救助救急活動 1. 消防の活動(1)救助活動</p> <p>この項目では、大規模災害時の多数負傷者発生時に「トリアージ」による対象者の選別が記述されていません。判定する担い手まで踏み込んでほしいです。有事の際にこの考え方がありませんと現場指揮者が全て平等に扱えとの批判が起こります。</p>	<p>救護所における医療救護活動は医師会において実施するものとしています。記載はトリアージの考え方を含めたものですが、頂いたご意見を基に、次のように修正いたします。</p> <p>P74 1. (1) エを「傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する（医師等によるトリアージの実施）。</p> <p>P77〈救護所での救護班の活動〉の表内、イを「傷病者の緊急度の判定と、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（医師等によるトリアージの実施）」</p>	修正有り
26	<p>震災編P77 第6節 第1 初動医療体制について</p> <p>野田市の災害医療協力病院には災害医療コーディネーターは設置されているのでしょうか。野田市には広域災害救急医療情報システム（EMIS）は整備されているのでしょうか。</p>	<p>現在、野田市の災害医療協力病院には災害医療コーディネーターは設置されておきませんが、設置に向けた協議を野田健康福祉センターと進めているところです。</p> <p>また、厚生労働省において整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用による医療情報の共有は、市においても可能であり、災害時には活用することとなります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
27	<p>震災編P77 第6節 第1 災害派遣医療チーム（DMAT） について</p> <p>1. 初動医療体制の整備(2)にDMATの出動要請が記載されているが、野田市近隣（東葛地区）では国保松戸市立病院に1チームのDMATが設置されているに過ぎない。東京DMAT指定病院の様に専用のDMATカーが配備されているわけでは無いので病院保有の救急車またはドクターカーで出動となる。発災時を考えると実際のDMATの出動は難しいと思います。</p> <p>また、野田市消防本部隊員で日本DMATチームの結成やDMAT育成講習の受講者は在籍しているのか。</p>	<p>地域防災計画では、野田市に大規模災害が発生した場合、医療救護活動が困難な場合にDMATの出動を要請することとしています。東日本大震災のような大規模災害時は、全国からDMATチームが出動することとなり、要請によりDMATの協力を得ることが可能だと考えております。</p> <p>また、基本的に消防隊員はDMATに参加しないため、野田市の消防隊員はDMAT育成講習を受講しておりませんが、野田市の消防隊員は、松戸市立病院を中心とした東葛飾北部地域救急業務メディカルコントロール協議会が実施する、医師や医療従事者との合同訓練において、大量の負傷者が発生した場合を想定し、救急救命処置の医学的な観点による実務訓練に参加し、大規模災害に備えております。</p>	修正無し
28	<p>震災編P82 第1 避難活動 3. 避難誘導(5)携 行品</p> <p>この項目は「避難する場合は家庭内備蓄3日分を入れた非常持出袋の携行」と記述されています。これは現実的とは思えません。家庭内備蓄品（飲料・食糧等）は後日自宅に取りに行けば良いので、当日必要な非常時持出品（懐中電灯・ラジオ・携帯・現金・通帳・常備薬等）をリュック等に背負い、帽子（ヘルメット）をかぶり、タオルを首にまき、軍手をし、底の厚い靴を履き、肌の露出の少ない服装で避難所に行くのが良いです。余震、避難路での障害物、転倒等に対応する準備がまず必要です。</p>	<p>頂いたご意見の考え方を基に、携行品について、次のとおり修正いたします。</p> <p>「市民等が避難する場合は、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯食料、飲料水等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。」</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
29	<p>震災編P84 第2 支部連絡所の開設及び役割 3. 支部連絡所の役割</p> <p>アイウエは情報収集・伝達、管轄地区の現状把握・対応策検討、通信連絡、避難所以外の避難住民対応とあります。もちろん現状把握、情報連絡、避難所以外の被災者把握と対応は大切ですが、現場主義で短時間に決定すべき役割が記述されていません。現地対策本部という立場で、危機状況にあるにも関わらず、検討では通用しません。ご再考ください。</p>	<p>支部連絡所は現地対策本部とは違い、現地における避難所及び本部との情報収集及び伝達を主な役割としています。</p> <p>市内の9箇所の支部連絡所と本部との間を無線での情報伝達のほか、職員が避難所の周辺からの情報を集約し、その情報は支部連絡所を通し本部に集約されます。</p> <p>また、指示系統は逆の流れとなります。</p> <p>現地対策本部は、必要に応じて支部連絡所とは別に設置するものですので、指揮権を持つ者が現地にて指揮を執ることとなります。</p>	修正無し
30	<p>震災編P109 死亡家畜の処理について</p> <p>「環境衛生班は県の指導により」を具体的に「中央家畜保健衛生所の指導により」にしては。</p>	<p>家畜伝染病により死亡した場合は、中央家畜保健衛生所の指導により死亡家畜を処理することとなり、それ以外の場合では資源循環推進課等県の別の担当部署の指導によることとなります。</p> <p>中央家畜保健衛生所とは限らないため、県と表記しています。</p>	修正無し
31	<p>震災編P109</p> <p>「飼い主の被災等によりペットが遺棄又は逃亡した場合には」という記載を、やわらかく「逃亡」を「逃げ出した」にしては。</p>	<p>頂いたご意見を基に、「飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には」と修正いたします。</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
32	<p>附編P124～ 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 前回も同様の位置づけでした。よくまとまっており、全体として良いと思います。 海溝型地震として「東海地震・南海地震・東南海地震」は「南海トラフ」沿いにあり、連動して広域的に発生する可能性が高いとの説があります。このうち、東海地震地区のみ観測網が整備されている。他の南海地震・東南海地震は観測網がなく、地震予知不能といわれます。東海地震は観測網があり、地震予知可能といわれていますが、過信は禁物でしょう。市民を巻き込んだ訓練の記述がありません。防災無線を通じてサイレン（警戒宣言発令時の信号のルール）の鳴り方を市民に周知する必要があると思います。</p>	<p>東海地震に係る訓練等の予防対策については、附編 P126 にて、事前に行う措置は、「第 2 章 災害予防計画」に準ずるものとする。としています。 なお、東海地震警戒宣言発令時の警鐘やサイレンについては、市ホームページ等で市民に周知してまいります。</p>	修正無し
33	<p>附編P156 第 3 節 事業所の取るべき措置 平常時 2 教育及び広報活動(1) 従業員の防災知識の高揚 文章の使い方ですが、防災意識の高揚又は防災知識の向上だと思います。</p>	<p>頂いたご意見のとおり、「防災意識の高揚」と修正します。</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
34	風水害編P15～ 水害（河川の氾濫・集中豪雨）、風水害（台風・竜巻）雪害が記述され、近年は集中豪雨と竜巻の被害が目につきます。野田市においても竜巻被害があったことは記憶に新しいです。いずれも局地的で、事前対策が難しく、避難活動（避難勧告・避難指示の決定は現場が行う必要がある）が最も重要視されると思います。このための訓練が記述される必要があると思います。	頂いたご意見を基に、避難訓練については震災編を準用することとし、次のとおり修正します。 【風水害編 P14 第2 防災訓練の推進 に追記】 その他対策の内容は、震災編第2章第2節 第2の2.「各種防災訓練」を準用する。	修正有り
35	風水害編P56 「飼い主のもとから逸走したペット」という記載を、やわらかく「逸走」を「逃げ出した」にしては。	頂いたご意見のとおり、「逃げ出した」と修正いたします。	修正有り
36	大規模事故編P1～ 大規模事故編では放射性物質事故対策、大規模断水対策の2項目が新設されたことは高く評価できます。これに追加するべきかどうかは迷うところですが、日本ですので、地震と火山はつきものです。火山が隣接しているのではないので、火砕流等の懸念はないです。問題は噴煙・火山灰です。広域被害を起こします。この調査・研究（過去事例・現活火山を抱える市町村での対策等）はしておく必要があると思います。ご検討ください。	市域への噴煙、火山灰による影響については、内閣府の資料「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」では、1707年に発生した宝永噴火は江戸に大量の火山灰をもたらしました。野田市においては0～0.5cm程度の降灰があったとされています。大規模事故編に火山（灰）対策計画を策定することについては、今後検討してまいります。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
37	<p>大規模事故編P2 2. 情報収集・報告</p> <p>①県に報告できない場合とは、 どういう状況の時を想定しているのか。</p> <p>②消防庁へはどのような手段 で報告するのか。</p> <p>①と②の具体的な明記が必要 と考えます。</p>	<p>①については、通信の途絶等による 場合を想定しています。</p> <p>②については、ファクシミリ等 により行います。</p> <p>具体的な明記については、①は 大規模事故編 P3 〈消防庁への直 接即報基準〉に記載しています。 ②は「ファクシミリ等により」と 追記いたします。</p>	修正有り
38	<p>大規模事故編P8 3. 緊急時のモニタリング活動の 実施</p> <p>(1)県の措置</p> <p>「国や独立行政法人放射線医 学総合研究所等の専門家」とある が、「等」とは他に具体的に専門 家や機関を公表すべきではない か。</p>	<p>国の基準により実施され、県が 実施主体であるため、「等」の専 門家や機関について、市の防災計 画で定められる範囲ではありません。</p>	修正無し
39	<p>大規模事故編P8 4. 避難等の防護対策</p> <p>「原子力安全委員会の提案し ている・・・」現在、存在しない 機関の指標を明記すべきではな いと考えます。</p>	<p>「屋内退避及び避難等に関する 指標」は、原子力規制委員会が 定める原子力災害対策指針にお いても、原子力安全委員会が定め た従来の指標を準用することと されています。</p> <p>「原子力安全委員会の提案し ている」を「原子力安全委員会が 定めた」と修正いたします。</p>	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
40	<p>大規模事故編P9 表の予測線量</p> <p>①セシウムを入れるべきではないか。</p> <p>②事故後、どのくらいで、だれを対象にして、どういった測定をして等価線量を出すのか。具体的に示してほしい。</p>	<p>①について、本指標は、大気中や地表面の放射性物質からの外部被ばく及び浮遊性放射性物質の吸入による内部被ばくを低減するため、屋内に退避し、建物の気密性を高める防護対策の基準となる予測線量が示されているものです。</p> <p>したがって、放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）による内部被ばくは、飲食物の経口摂取によるものであることから、内部被ばくによる屋内退避の基準とはされておられません。</p> <p>なお、外部被ばくによる実効線量については計算されることとなります。</p> <p>②については、国の基準により実施され、県が実施主体であるため、個別具体的に市の防災計画で定められる範囲ではありません。</p>	修正無し
41	<p>大規模事故編P9 〈防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉について</p> <p>ウラン、プルトリウムが入っているのに、放射性セシウム134、放射性セシウム137、放射性ストロンチウムが抜けているのはなぜか。明確にするべき。</p>	<p>本指標は、大気中や地表面の放射性物質からの外部被ばく及び浮遊性放射性物質の吸入による内部被ばくを低減するため、屋内に退避し、建物の気密性を高める防護対策の基準となる予測線量が示されているものです。</p> <p>したがって、放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）及び放射性ストロンチウム 90 による内部被ばくは、飲食物の経口摂取によるものであることから、内部被ばくによる屋内退避の基準とはされておられません。</p> <p>なお、外部被ばくによる実効線量についてはそれぞれ計算されることとなります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
42	〈同指標に関連して〉 それぞれの核種について、誰が、何時、どのようにどこで検査・測定するのか。明確にするべき。	国の基準により実施され、県が実施主体であることから、個別の検査・測定について、市の防災計画で定められる範囲ではありません。	修正無し
43	〈同指標に関連して〉 ウラン、プルトニウムの検査・測定方法と測定などにどれくらいの時間がかかるのか。明確にするべき。		修正無し
44	〈同指標に関連して〉 野田市民の避難に係る外部被曝量と内部被曝量はどの場所で測定された数値を基に指示が出されるのか。明確にするべき。	国の基準により実施され、県が実施主体であることから、測定場所について、市の防災計画で定められる範囲ではありません。	修正無し
45	〈同指標に関連して〉 野田市の災害対策本部に専門家は入っているのか。明確にするべき。	野田市の災害対策本部は市職員で構成されており、ウラン、プルトニウムの検査・測定や外部被ばく・内部被ばくに精通している専門家はおりません。必要に応じて、国や県の指導を受けながら対応に当たります。	修正無し
46	大規模事故編P9 5. 広報活動 地震の場合、通信機器の輻輳及び停電によりメール、ツイッター、HPの情報の周知は困難ではないか。 また、防災無線は風の流れなど、聞きもらす事もあり問題もあるのではないのでしょうか。	災害発生時は、様々な場合が想定されるので、テレビ・ラジオを含めて、あらゆる手段により情報伝達することに努めます。 また、自治会に対しまして、情報を取得した方は、地区内の高齢者など他の自治会員に伝えていただきたいと考えており、お願いをしております。	修正無し
47	大規模事故編P12 トイレ対策に野田市災害時協力井戸の利用を明記しては。	頂いたご意見を基に、災害時協力井戸の水をトイレ対策に限らず活用を図るため、P11 第2 予防計画にて「民生経済部は、断水時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。」と追記いたします。	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
48	大規模事故編P12 提供する情報に災害時協力井戸一覧を追加しては。	災害時協力井戸の登録数は増減があるため、計画に記載すべき内容ではありません。 なお、災害時の有効活用のため、平常時に最寄りの井戸を確認していただくよう、市報や市ホームページにおいて周知を図ります。	修正無し
49	大規模事故編P22 行政等による予防対策について 「民生経済部及び東武鉄道株式会社は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に・・・」とあるが、予防対策なので、鉄道災害についての情報に限らず、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図れば良いのでは。	頂いたご意見を基に、「鉄道災害について」の記載を削除し、「民生経済部及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に・・・」に修正いたします。 同様の記載が P20 の航空機災害対策計画にもあることから、合わせて修正いたします。	修正有り
50	大規模事故編P22 情報収集・伝達について 「総括班は、発見者からの通報があった場合」とあるが、鉄道事故は事故発生後に直ちに災害発生時の情報伝達系統に基づき、119番で消防本部、110番で千葉県警察本部に通報する体制なので、「発見者からの通報があった場合」という記載はなくてもよいのでは。	頂いたご意見を基に、「総括班は、被災状況を把握し、関係機関に連絡する。」と修正いたします。 なお、同様の記載が P20 の航空機災害対策計画にもあることから、合わせて修正いたします。	修正有り
51	大規模事故編P22、23 鉄道災害対策においては、災害対策本部の設置までは総括班は市で、消火救助班は消防本部ではないか。	第2の予防計画においては災害発生前であるため、各部としての役割を、第3の応急対策計画においては災害対策本部設置後を想定しているため、各対策班としての役割を記載しています。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
52	<p>大規模事故編P23 避難について</p> <p>鉄道災害の場合は、車両から乗客を避難させることがあたりまえですので、「必要がある場合」というのはおかしい。千葉県地域防災計画と同様の記載が良いのでは。</p>	<p>鉄道災害発生後、車両から降車した後、一時避難する必要がある場合という意味で記載しています。</p>	修正無し
53	<p>大規模事故編P23 消防活動について</p> <p>「消火・救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。」とあるが、「消火活動を行う」の前に「火災発生の際には迅速に」と追加しては。</p>	<p>頂いたご意見を基に、「速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。」と修正いたします。</p>	修正有り
54	<p>大規模事故編P23 救助・救護活動について</p> <p>「担架等必要な資機材を投入して」とあるが、現実的でないため「救助工作車・救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材を投入して」というような記載にしては。</p> <p>また、「必要に応じて、民間から協力等を得る」旨の記載を追記しては。</p>	<p>頂いたご意見を基に、「必要な救助用資機材等を投入して救出に当たる。また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。」に修正いたします。</p>	修正有り
55	<p>大規模事故編P26</p> <p>情報の連絡系統図に下総大利根大橋有料道路を管理する茨城県道路公社を追加しては。</p>	<p>利根川、江戸川に架かる橋梁及び一部の道路については、茨城県道路公社のほか茨城県、埼玉県管理するものもあるため、それぞれ千葉県を通じ他県に連絡を取ることとなります。そのため、系統図に記載はしておりません。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
56	<p>薬品の十分な備蓄、確保をしておく。</p>	<p>医薬品については、初動に必要なものは野田市医師会等と連携して備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達手段を確保することとしています。</p> <p>備蓄配備については災害発生直後の多数の負傷者に必要な医薬品を想定しており、個人で常用している薬については、自助としての備蓄をお願いします。</p> <p>なお、必要に応じて野田市薬剤師会、薬品業者、薬局等から調達し、確保が困難な場合は、県を通じて薬品業者、医療機関等に要請することとしています。</p>	修正無し
57	<p>一般住民向けの資料“行動計画（仮称）”も合わせて作成して頂きたい。</p>	<p>ご意見の資料については、全戸配布している「防災ハンドブック」を参考にしてください。なお、防災ハンドブックは、防災計画の修正内容に合わせ見直しを予定しています。</p> <p>また、今後「地震ハザードマップ」を作成し、全戸配布を予定しています。</p>	修正無し
58	<p>避難所出入口付近に車椅子生活者・杖・義足の方々の避難場所としてのスペースを確保して欲しい。</p> <p>部屋の中央ではなく、安全上の面でも壁に沿った配列の形になるよう配慮して欲しい。</p>	<p>避難所の運用に関する事項は、今後作成する避難所の運営マニュアルに記載します。</p> <p>なお、作成に当たっては、頂いたご意見も含めて災害時要援護者の方への配慮を行っていきます。</p>	修正無し
59	<p>自主防災組織を結成し、活動して行く上で、実際に被災した人の体験談を参考にしたい。よって、それを聞く事ができるイベントを開いて欲しい。（質問会、体験談発表会、他）</p>	<p>市民等が災害に対しての正しい知識を持ち、的確な行動をとれるよう、防災知識の普及と啓発に努めることとしています。実際に被災した人の体験談や、被災地支援活動体験のある市職員の体験談などの講演会等の開催について検討してまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
60	<p>災害対策本部が置かれる市庁舎建物は、市職員が市民への支援活動を行う拠点となる施設であり、その機能が確保されることで、市職員の支援を受ける市民の利益となる。これについては「非常電源」や「無線機等」について整備するとの記載にとどまっているが、被害予測では上水道の断水率が極めて高いにもかかわらず、「水」に関する対策については記載がない。</p> <p>松戸市や浦安市で、庁舎建物において井戸と地下水処理設備を整備、常用するという計画が予定されていると聞く。また、世田谷区では稼働中との新聞記事もある。庁舎の断水対策として、応急給水が遅れる、あるいは不能となる事態も想定する必要がある。市庁舎のライフラインは、2重化を図って頂きたい。</p> <p>(1)市庁舎において、地下水を飲料化し、平時から上水道と併用することで飲み水と生活用水の備えとする、「地下水活用システム」の整備を要望します。</p> <p>(2)トイレの流し水が確保できても、下水道配管が壊れれば汚物が流せなくなることを想定し、市庁舎への「緊急時用汚水槽」の整備を要望します。</p> <p>また、市庁舎以外の公共施設（避難所施設など）の上下水道インフラ2重化についても検討頂きたい。将来的には地区ごとに上下水道の拠点を整備し、徒歩圏内に安全な給水拠点と、安心して使えるトイレを備えて欲しい。</p>	<p>庁舎の機能確保策については、頂いたご意見を基に、給水システムや下水処理について、災害対策本部機能維持が図れるよう今後検討してまいります。</p>	<p>修正無し</p>